

多重債務も相談できます！

「借金返済のために借金をしている」
「住宅ローンの返済などで家計がなりた
たない・・・」

このような状態になってしまったら、一刻も早く相談することが大切です。

消費生活センターでは、市自立サポート担当等と連携しながら、相談内容に適した専門機関（「法テラス」や弁護士相談）への案内や債務整理に関する情報提供など、借金問題を解決するためのサポートをしています。

まずはご相談ください。



出前講座

消費生活センターでは、相談員が集まりの場に出向いて、消費生活に関する情報や消費者被害にあわないポイントなどをわかりやすくお話しする「出前講座」を実施します。

自治会やサークルなどの活動で、お気軽にご利用ください。

被害に遭わないために

ひまわり 合言葉

ひ ひとりで決めず、まず相談
ま さか？うまい話に御用心
わ ながあるかもその話
り かいして、納得できて契約を！

困ったときや心配なときは
すぐにお金を払わず
消費生活センターへ
相談しましょう！



市役所職員や警察官を
装った還付金詐欺にもご注意ください！
キャッシュカードを渡さない！
暗証番号を教えない！

ATMの操作をお願いされても応じない！
防犯のため留守電にする、迷惑電話防止装置をつける。

時間外のご相談は下記へ

消費者ホットライン

☎188（いやや）

座間市 消費生活センター



専門の相談員が相談を受け
問題解決のためのサポートをしています。

☎046-252-8490

■相談時間■（面談または、電話相談）
月～金曜日（年末年始、祝・休日を除く）
9:30～12:00・13:00～16:00
※偶数月の第2水曜日は13:00～16:00

■場所■
座間市役所 1階 市民広聴課内
（座間市に在住、在勤、在学の方が対象）

令和5年4月発行

消費生活センターとは？

消費者と事業者との間に生じた商品・サービスに関するトラブルや、商品の安全性に関する相談などについて専門の相談員が対応します。

問題解決のために、助言や情報提供、適切な機関の紹介などを必要に応じて行います。



どんなことが相談できるの？

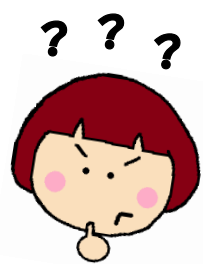
お試しで1回だけ注文したつもりが、定期購入になっていた。

格安のブランド品を販売しているサイトを見つけ、個人名義の口座へ振り込んだが、商品が届かず、電話もつながらない。

携帯電話に身に覚えのない請求があった。

業者が突然訪問し「屋根が壊れている」「点検は無料」と言われ、点検を頼んだが「このままでは大変なことになる」「保険を使える」と急かされ、工事の契約をさせられた。

SNSで知り合った人から、「もうかる」と副業を勧められ、仕組みが分からないまま、登録料を支払った。



※クーリング・オフ
不意打ちの勧誘により契約をした後で冷静になって考え直し、契約をやめたいと思った時に、一定の期間であれば契約の解除ができる制度

パソコンから突然警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た。

「不用品を買い取ります」と業者が訪ねてきて、売るつもりがなかった貴金属を強引に買い取られてしまった。

申し込んでいない商品が届いた。お金を払う必要はあるのか。

いつのまにか、電気やインターネットの契約先が切り替わっていた。

以前購入した土地を高値で買い取ると言われた。気づいたら他の土地を買わされていた。

相談する前に準備しておいた方がよいことは？

- 契約に関する相談の場合
いつ、だれと、何を、いくらで買ったなどの控え
※契約書やパンフレット
- 商品の安全性に関する相談の場合
商品名、型番、製造者名などの控え
※保証書、取扱説明書、領収書など